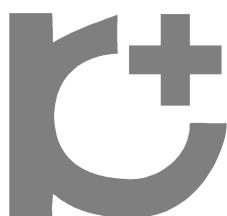


岐阜県建設労働災害統計
災害事例集 (第43集)

令和6年6月



建設業労働災害防止協会
岐阜県支部

岐阜県内の労働災害の概況
主な業種別の労働災害の推移
建設業における労働災害の発生状況
岐阜県内の熱中症による労働災害の発生状況
岐阜県内の災害事例(建設業)

岐阜県内の労働災害の概況

1 労働災害の推移

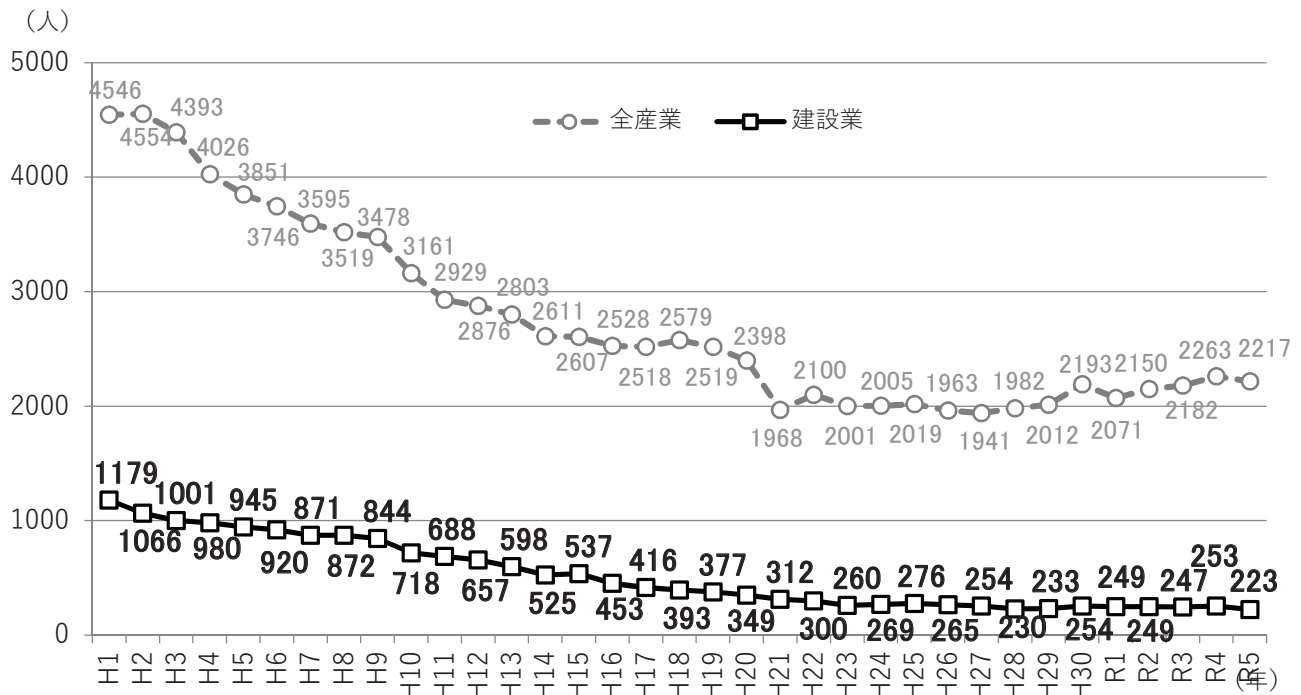
① 全産業

全産業における労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、減少傾向を示した後、平成22年以降は、横ばいの状況にありましたが、令和5年は2,217人となり、令和4年に比べて46人(-2.0%)減少となりました。また、死亡者数は、9人で令和4年に比べて4人減少し、統計が残る昭和48年以降では最少人数となりました。

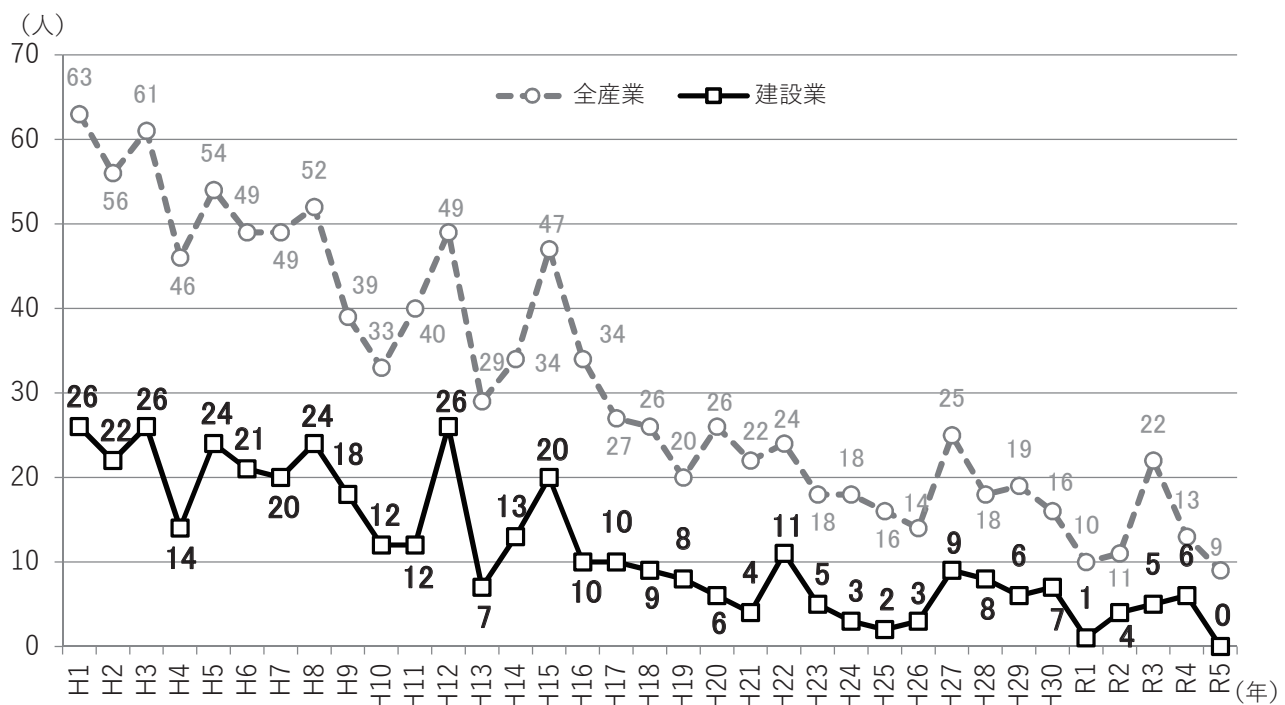
② 建設業

建設業における労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、平成29年を境に増加傾向に転じていましたが、令和5年は、223人となり、令和4年に比べ30人(-11.9%)減少しました。死亡者数は0人で令和4年に比べて6人減少し、統計が残る昭和48年以降では初めて0人となりました。

グラフ1-① 休業4日以上¹の死傷者数の推移(平成元年～令和5年)



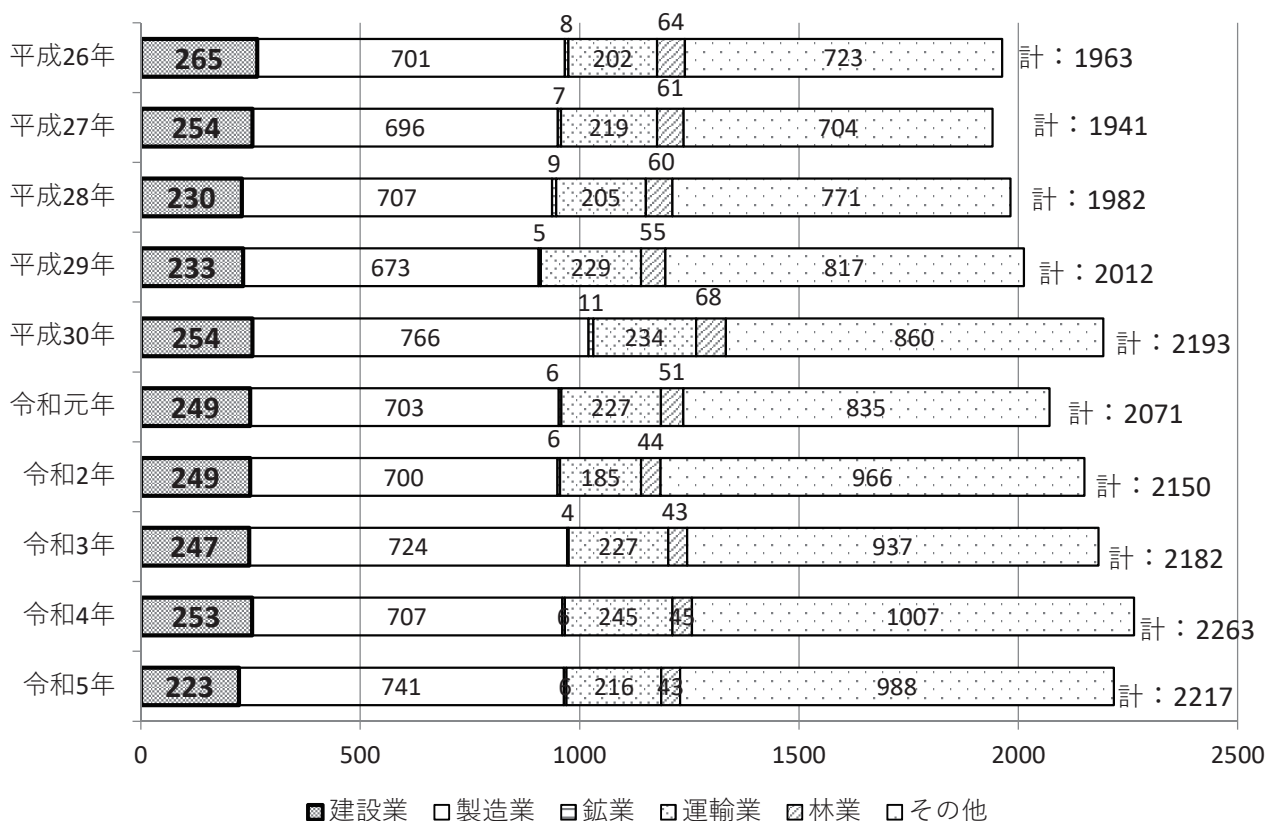
グラフ1-② 死亡者数の推移(平成元年～令和5年)



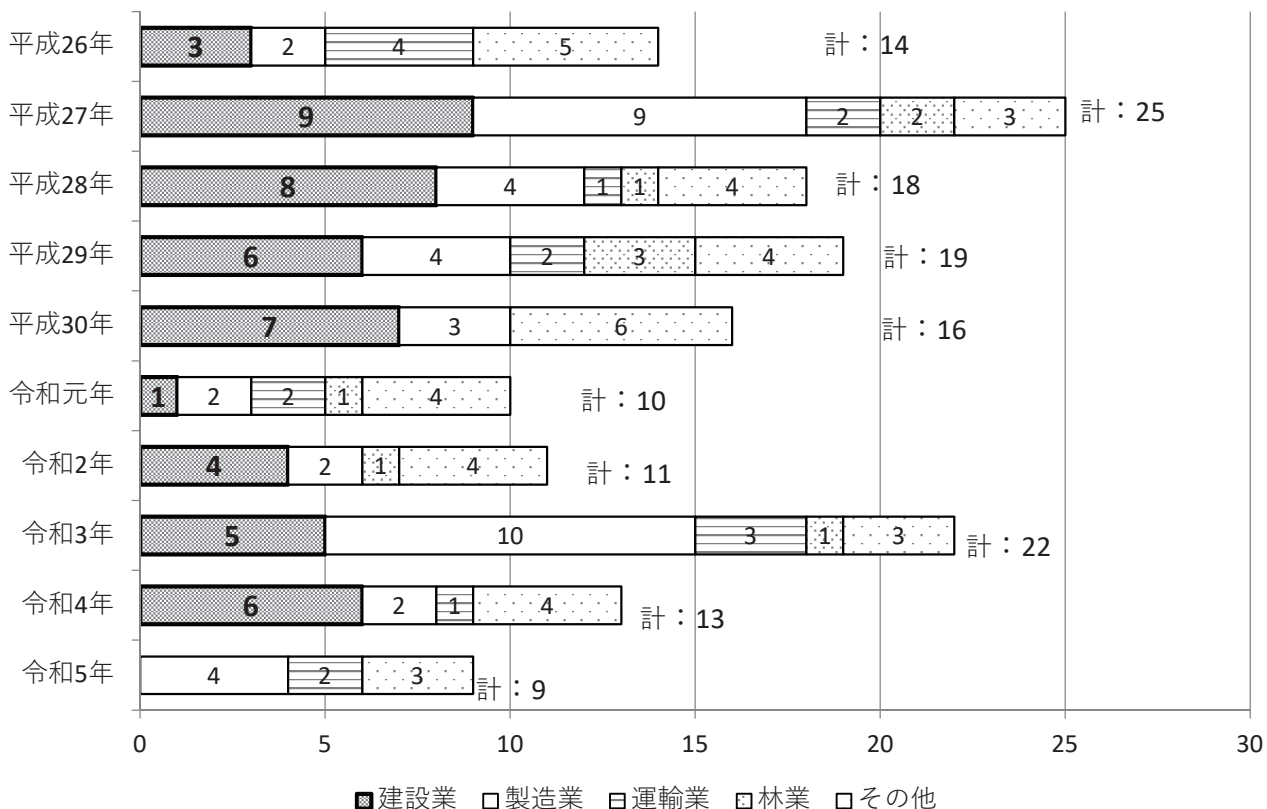
※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上¹の労働災害を集計・分析したものです。

2 主な業種別の労働災害の推移(平成26年～令和5年 岐阜県内)

グラフ2-① 主な業種別の休業4日以上死傷者数の推移(平成26年～令和5年)



グラフ2-② 主な業種別の死亡者数の推移(平成26年～令和5年)



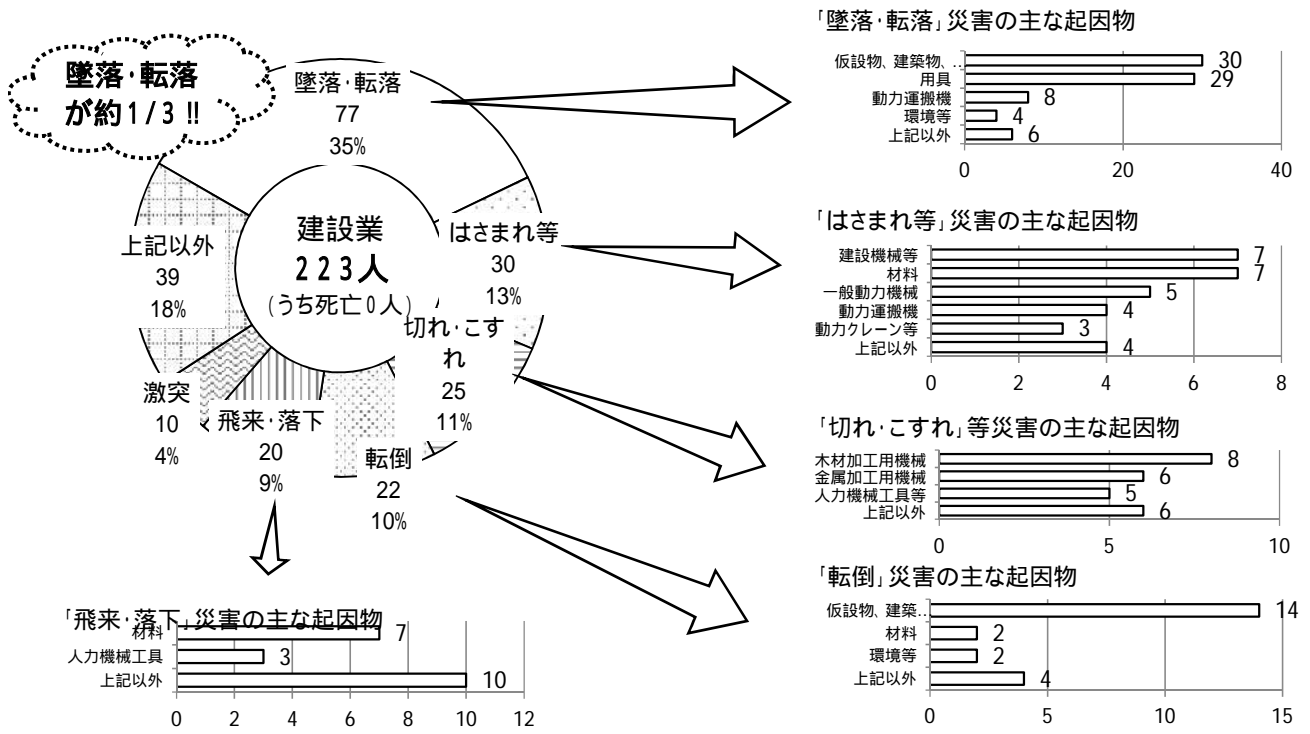
※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上労働災害を集計・分析したものです。

3 建設業における労働災害の発生状況(令和5年 岐阜県内)

事故の型別

事故の型別で見ると、休業4日以上死傷災害では、依然として「墜落・転落」が最も多く、全体の約1/3を占め、次いで「はさまれ等」、「転倒」、「飛来・落下」、「その他(コロナウイルス等)」、「切れ・こすれ」の順で多く発生しています。死亡災害では、「墜落・転落」により4人、「崩壊・倒壊」、「コロナウイルス」により1人ずつの方が亡くなっています。

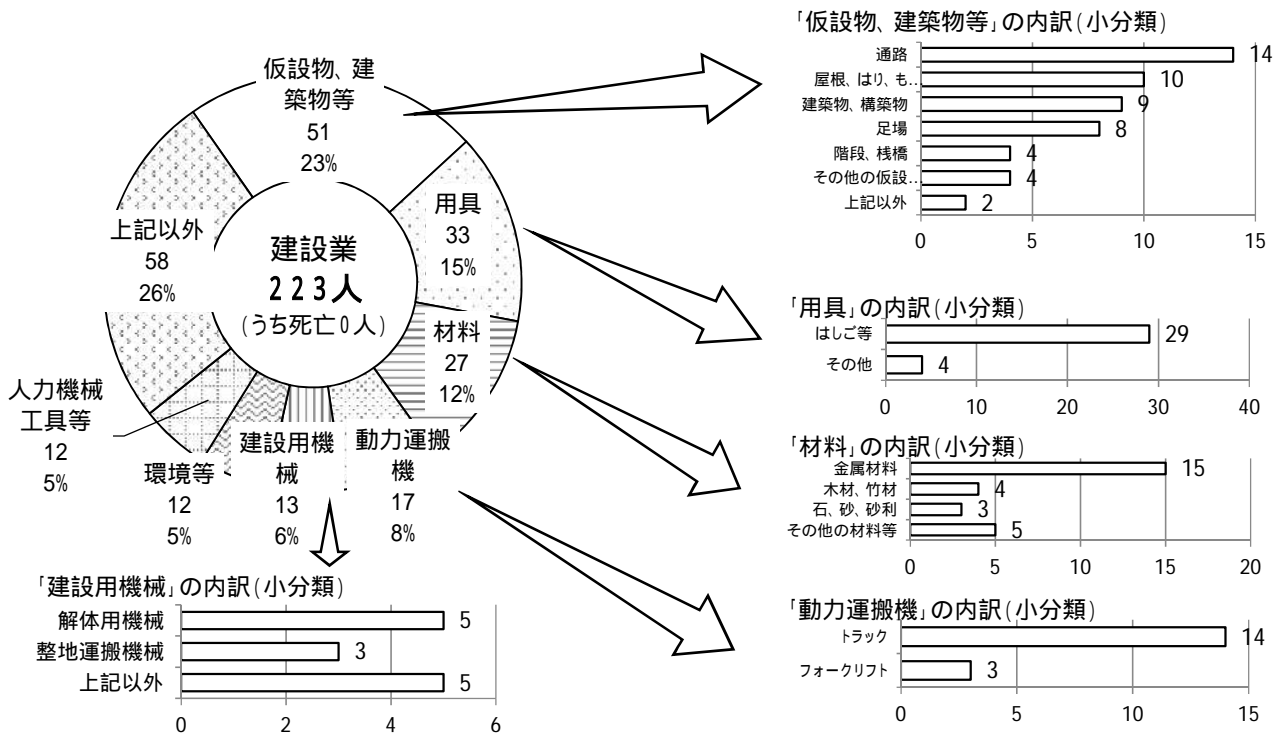
グラフ3- 休業4日以上死傷災害の主な事故の型別(令和5年)



起因物別(中分類)

起因物別に見ると、休業4日以上死傷災害では「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで「用具」、「材料」、「動力運搬機」、「建設機械等」、「その他の起因物」、「環境等」の順で多く発生しています。死亡災害では、「乗物」により2人、「建設機械等」、「その他の装置」によりそれぞれ1人の方が亡くなっています。

グラフ3- 休業4日以上死傷災害の主な起因物別(令和5年)



この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計・分析したものです。

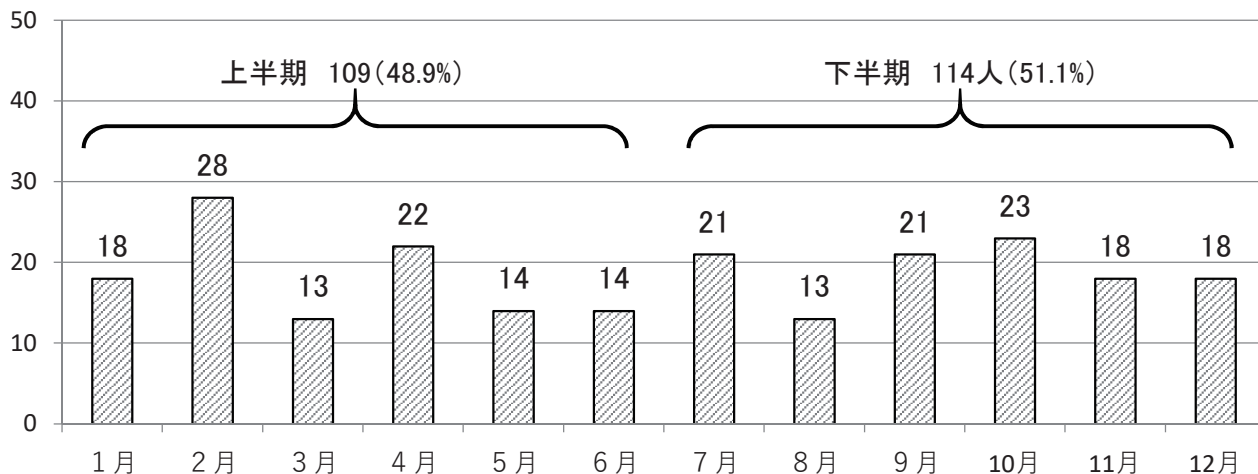
③ 月別・曜日別・時間別

発生月別では、2月、10月、4月、7月、9月の順で多く、下半期の方が多くなっています。

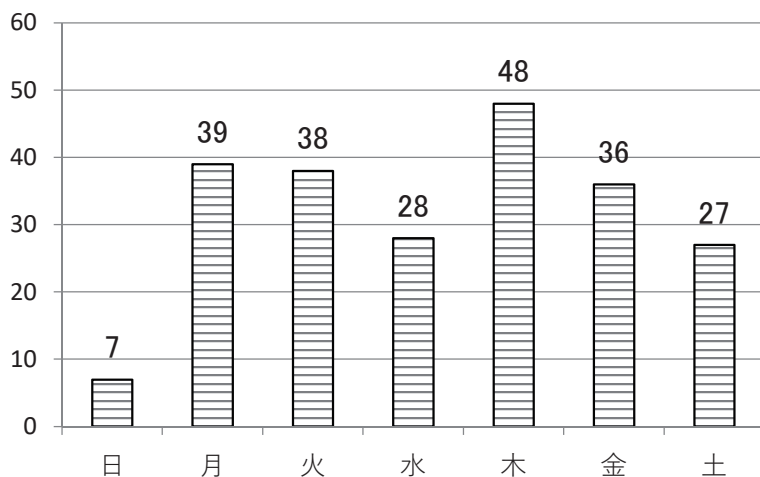
発生曜日別では、木曜日、月曜日、火曜日の順で多く発生しています。

発生時間別では、午前は10時台と11時台、午後は、14時台に多く発生しています。

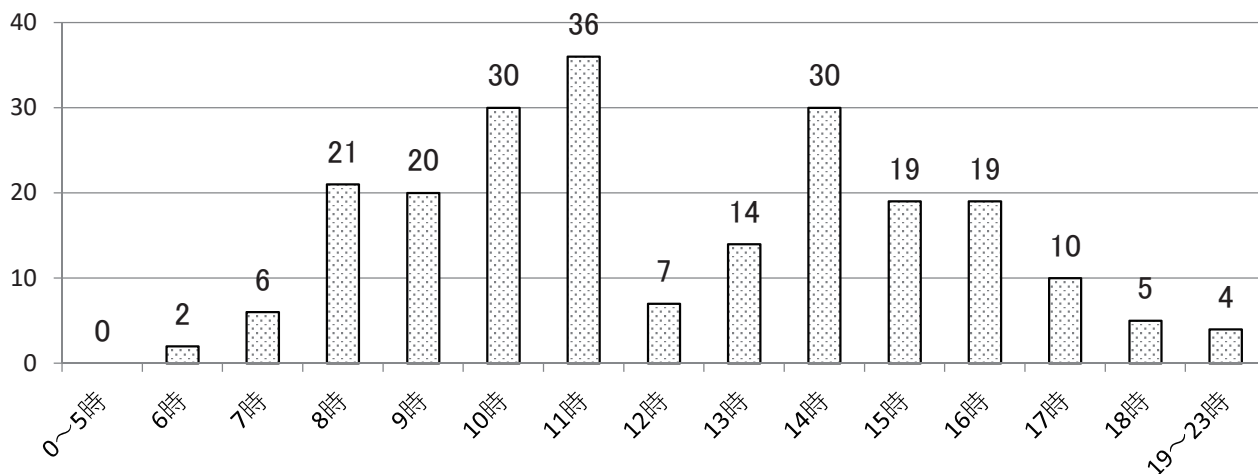
グラフ3-③-(1) 休業4日以上之死傷災害の月別(令和5年)



グラフ3-③-(2) 休業4日以上之死傷災害の曜日別(令和5年)



グラフ3-③-(3) 休業4日以上之死傷災害の発生時間別(令和5年)



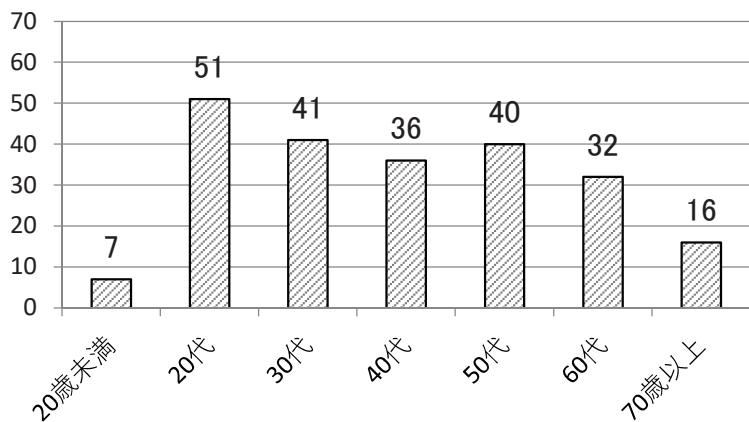
※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上之労働災害を集計・分析したものです。

④ 被災労働者の年齢・経験期間別

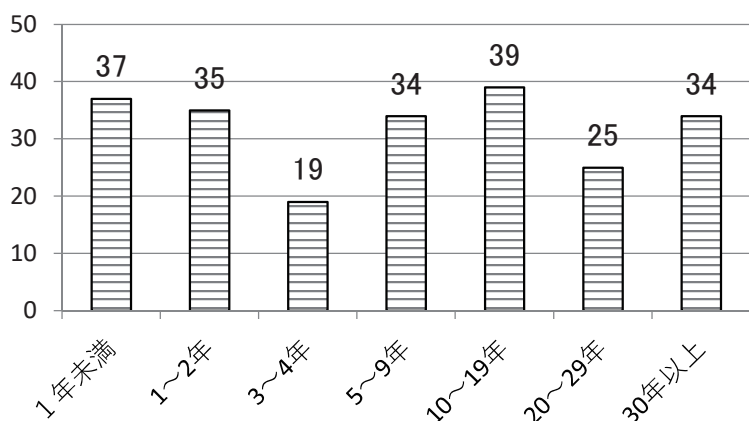
年齢別では、20代が最も多く、次いで30代、50代、40代の順で多く発生しています。

経験期間では、10～19年の熟練労働者が多く、次いで1年未満の未熟練労働者となっています。

グラフ3-④-(1) 休業4日以上之死傷災害の被災者の年齢別(令和5年)



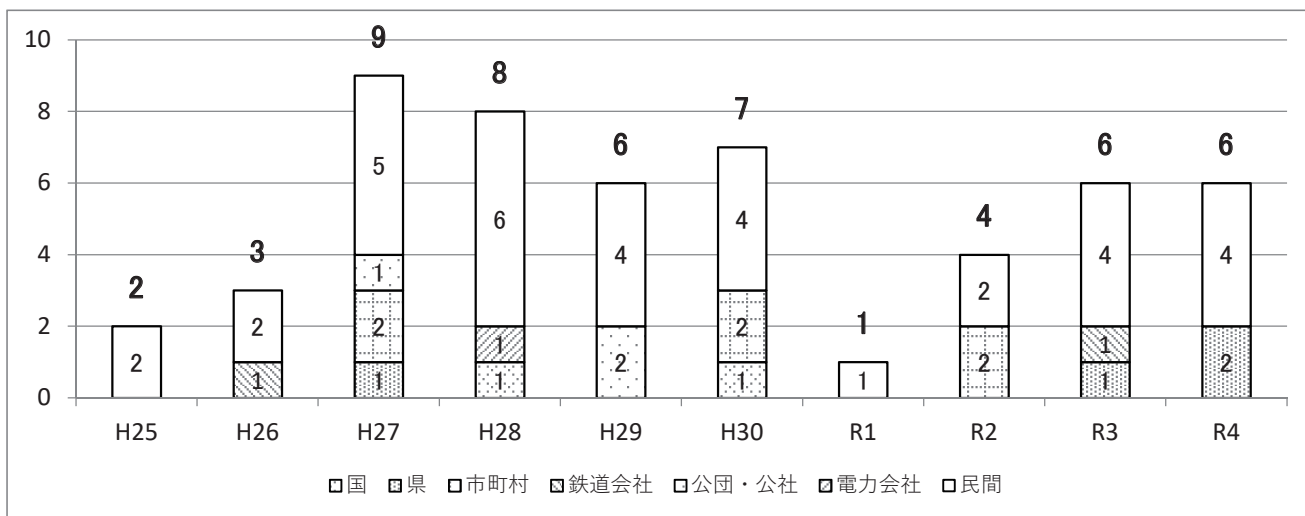
グラフ3-④-(2) 休業4日以上之死傷災害の被災労働者の経験期間別(令和5年)



⑤ 工事の発注者別

発注者別では、民間の発注工事において過去10年間に発生した死亡災害全体の6割を占めています。

グラフ3-⑤ 死亡災害の発注者別(平成25年～令和4年、令和5年は死亡災害なし)

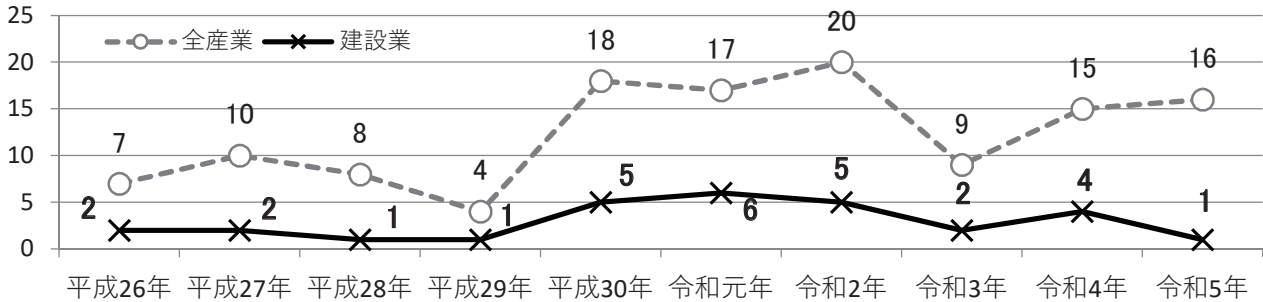


※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上之労働災害を集計・分析したものです。

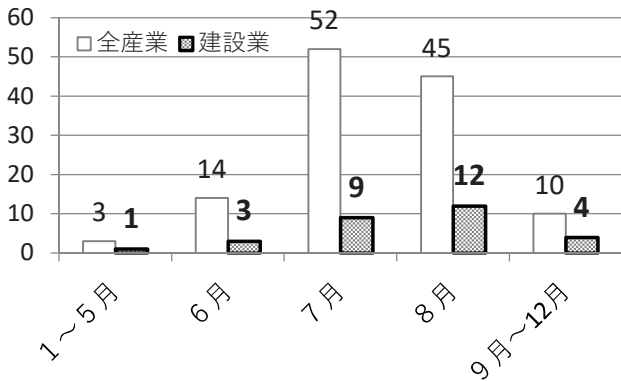
4 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数)

令和5年に発生した岐阜県内の休業4日以上の熱中症による労働災害は16人で、令和4年に比べて1人増加しました。建設業では、1人で令和4年に比べて3人減少しました。

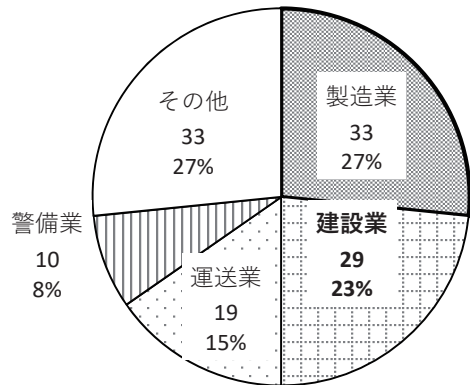
グラフ4-① 発生年別の推移(平成26年～令和5年)



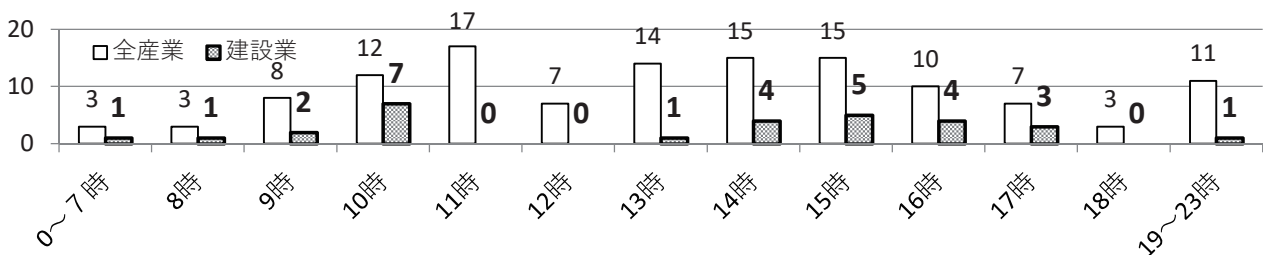
グラフ4-② 発生月別(平成26年～令和5年)



グラフ4-③ 主な業種別(平成26年～令和5年)



グラフ4-④ 発生時間別(平成26年～令和5年)



※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上)の労働災害を集計・分析したものです。

熱中症の予防対策のポイント

- ・ JIS規格「JIS B 7922」に適合するWBGT指数計でWBGT値を図りましょう。
- ・ クールワークキャンペーン準備期間中に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。通気性の良い服装などを着用しましょう。
- ・ WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
- ・ 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度をかけて徐々に身体を慣らしましょう。特に入職直後や夏休み明けの人は注意が必要です。
- ・ のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
プレクーリング(休憩時間にも体温を下げる工夫)をしましょう。
- ・ ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④肝不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見を聞いて人員配置をしましょう。
- ・ 深酒、睡眠不足は避け、朝食をしっかり取りましょう。熱中症の具体的症状を理解し、早く気が付くようにしましょう。
- ・ 管理者はもちろん、作業員同士でも健康状態を確認しあい、特に入職直後や夏休み明けの作業者に気を配りましょう。

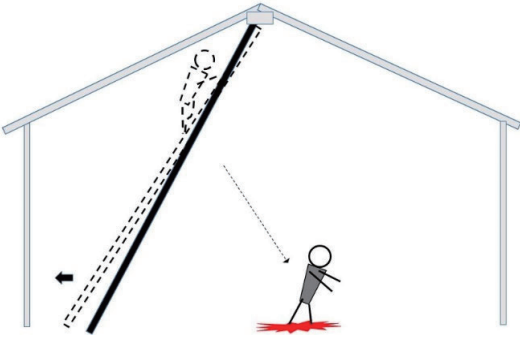
災害事例

- 事例1 スレート葺き屋根を踏み抜いて建物内に墜落
- 事例2 はしごで移動中にはしごが転位し墜落
- 事例3 ダンプトラックの荷台から墜落
- 事例4 作業場所の土砂が崩壊し埋まる
- 事例5 動き出したローラーに轢かれる
- 事例6 ブレーカーで砕いた石が直撃
- 事例7 凍結した路面で転倒
- 事例8 移動式クレーンが転倒

※ 災害発生状況は、同種労働災害の再発防止の観点から編集を加えています。
 ※ 再発防止対策、ポイントは、法令遵守に限らず、安全管理上の望ましい対策として参考となるよう記載してま
 す。

事例1		スレート葺き屋根を踏み抜いて建物内に墜落	
■ 事故の型	墜落・転落	■ 起因物	屋根、はり、もや、けた、合掌
■ 職種	作業員	■ 経験	3～4年
■ 工事の種類	建築工事	■ 被災の程度	休業6か月
■ 発注者	民間		
災害発生状況 倉庫の解体工事現場において、床面からの高さが約6メートルのスレート葺き屋根を踏み抜いて床に墜落した。		概略図 	
主な再発防止対策 ・ 幅30センチ以上の歩み板を設けること。 ・ 防網を張り、墜落制止用器具を取り付けるための親綱を設け、同器具を着用させること。			
ポイント スレートなど踏み抜くおそれがある材料でふかれた屋根上での作業については、踏み抜き防止措置を講ずるほか、労働者にも墜落制止用器具を使用させるなど、踏み抜いても墜落しないような措置を講ずること。			

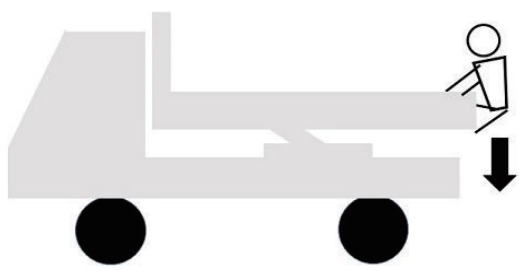
事例2 はしごで登っていた際に、はしごが転位して墜落

■ 事故の型	墜落・転落		■ 起因物	足場	
■ 職 種	作業員	■ 経験	3～4年	■ 被災の程度	休業6か月
■ 工事の種類	工場解体工事		■ 発注者	民間	
災害発生状況	<p>解体する工場の天井付近の電気配線状況を確認するため、梁にはしごの先端を掛けて上っていたところ、はしごの接地部が滑って転位し墜落。両足で着地したが、かかとを骨折したもの。</p> <p>本来はローリングタワーを使用することになっていたが、作業前の確認であったため、はしごを使用した。</p>		概略図		
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の場所で作業する際には、作業床を設置すること。 作業場所への移動等ではしごを使用する場合は、脚部や先端が転位しないよう固定すること。 				

ポイント

作業床を設置する場合は墜落防止措置を講ずること。
作業床への昇降にはしごを使用する場合は、転位防止措置を講ずること。

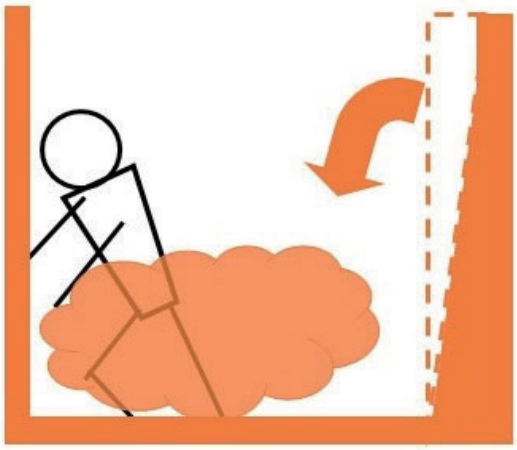
事例3 ダンプトラックの荷台から墜落

■ 事故の型	墜落、転落		■ 起因物	トラック	
■ 職 種	作業員	■ 経験	1年未満	■ 被災の程度	休業3か月
■ 工事の種類	下水道工事		■ 発注者	市町村	
災害発生状況	<p>元請の土場で、4トンドンプトラックの荷台上で覆工板の片づけを終え、荷台の後部から降りようとしていた際、バランスを崩して地面に墜落した。</p>		概略図		
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 荷台上で作業をさせる場合、荷台への昇降については安全な昇降設備を使用させること。 荷台上で荷役作業を行う場合には、保護帽を着用し、荷台の地面からの高さによっては墜落制止用器具を使用すること。 				

ポイント

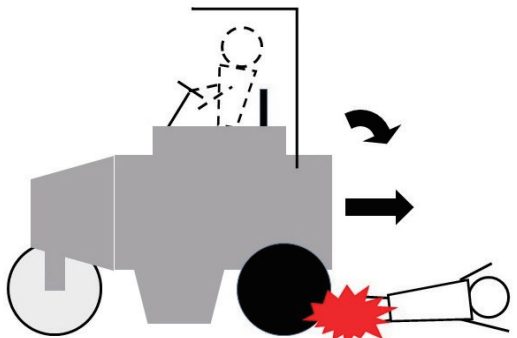
- 最大積載量2トン以上の貨物自動車の荷台上で荷役作業を行わせる場合には、地面と荷台の作業面の間を安全に昇降するための設備を設けることが義務付けられたこと。
- 高さ2メートル以上のトラックの荷台上での作業については、作業床の設置又は墜落制止用器具の使用が義務付けられていることに留意すること。

事例4 掘削中の地山が崩壊して体の一部が埋まる

■ 事故の型	崩壊・倒壊	■ 起因物	地山
■ 職種	設備工	■ 経験	30年以上
■ 工事の種類	設備工事	■ 被災の程度	休業1か月
災害発生状況		■ 発注者	
<p>被災者は、配管のため幅1.5メートル、深さ1.4メートルの場所で片膝を立てて作業していたところ、土砂が被災者に覆い被さる形で崩壊し、被災者は左側に押し出され、側壁との間に腰から下が埋まる形となった。</p>		<p>概略図</p> 	
<p>主な再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地山が崩壊するおそれのある場所で作業する際は、崩壊を防止するための措置を講ずること。 ・ 作業開始前の点検により地山の状態を確認すること。 			

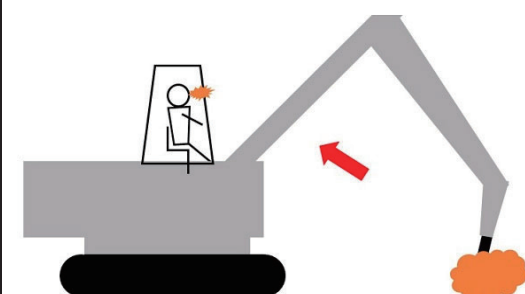
ポイント
 短期間や臨時の作業であっても、労働者を地山崩壊や土石の落下による危険がある作業場所に立ち入らせる際は、地山の点検を行い、危険防止措置を講ずること。

事例5 動き出したローラーに轢かれる

■ 事故の型	はさまれ、巻き込まれ	■ 起因物	締固め用機械
■ 職種	作業員	■ 経験	30年以上
■ 工事の種類	道路舗装工事	■ 被災の程度	休業2か月
災害発生状況		■ 発注者	
<p>県道の舗装復旧工事現場において、コンバインドローラーで表層を転圧中、作業待ちのため作業起点に戻り降車しようとしたときに、エンジンをかけたまま降車しようとしたところ、作業服が前後進レバーに引っかかり、ローラーが後進を始めた。被災者は地面に転倒した際に左足をローラーに轢かれた。</p>		<p>概略図</p> 	
<p>主な再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械運転者は、運転席を離れる際には、エンジンを停止し、かつ、ブレーキを確実にかける等、逸走による危険を防止する措置を講ずること。 			

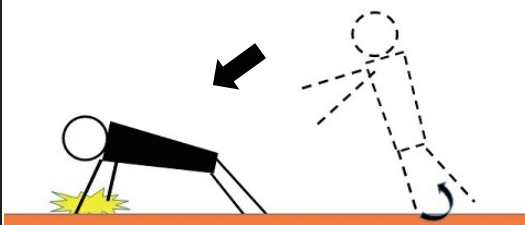
ポイント
 建設機械の運転者が運転席を離れる際は、エンジンを停止、逸走防止措置を講じたことを確認してから運転席を離れること。

事例6 ブレーカーで砕いた石が直撃

■ 事故の型	飛来、落下	■ 起因物	解体用機械
■ 職 種	作業員	■ 経験	20～29年
■ 工事の種類	処理場整備工事	■ 被災の程度	休業6か月
■ 発注者	市町村		
災害発生状況	<p>ブレーカーを用いて、敷地内の巨石を砕く作業をしていたところ、砕いた石が運転席にいた被災者の左目付近を直撃した。 運転席前面の窓は開いていた。</p>		
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 砕いた岩石が運転席に飛来することを防止するため、運転席の窓は閉じておくこと。 運転者にゴーグルを着用させる等、眼に異物が入らない対策を講ずること。 		
		<p>概略図</p> 	

ポイント
作業に開始前には下見等により作業場所の状況を把握し、必要な保護具を使用させること。

事例7 凍結した路面で滑って転倒

■ 事故の型	転倒	■ 起因物	通路
■ 職 種	作業員	■ 経験	30年以上
■ 工事の種類	道路の舗装工事	■ 被災の程度	休業2か月
■ 発注者	市町村		
災害発生状況	<p>現場で安全靴に履き替えて作業場所に向かっていったところ、路面が凍結していたため足を滑らせて転倒。左手で体をかばったため、左手首を骨折した。</p>		
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 現場内の路面等の状況に注意して歩くこと。 滑りにくい履物を使用させること。 現場内の危険箇所について、KYミーティング等で確認し、注意喚起をすること。 		
		<p>概略図</p> 	

ポイント
現場内の危険箇所を洗い出し、作業員全員で共有するとともに、転倒防止対策を講ずること。

事例8 移動式クレーンが転倒

■ 事故の型	転倒		■ 起因物	移動式クレーン	
■ 職 種	移動式クレーン運転士	■ 経験	20～29年	■ 被災の程度	休業なし
■ 工事の種類	鉄骨造建築工事			■ 発注者	民間
災害発生状況	<p>建物基礎部分の型枠組立て作業のため、つり上げ荷重65トンの移動式クレーンで型枠材を吊り上げて旋回したところ、躯体側の地面が崩れたためクレーンが転倒した。</p> <p>移動式クレーンを止めていた場所に敷き鉄板が敷かれていたが、クレーンに向かって右側のアウトリガーの部分には敷き鉄板はなく、地山の上に敷角を置いてアウトリガーを支えていた。</p>				
主な再発防止対策	<p>・ 事前に設置場所の点検を行い、地山が崩壊するおそれのある場所にアウトリガーを設置しないこと。</p>				
概略図					

ポイント
クレーン作業は作業計画を定めて作業すること。

※ 令和5年10月から足場で作業させる場合には、足場の点検者を指名し、点検させることが義務付けられています。

足場の点検には下記のチェックリストをご活用ください。

足場等の種類別点検チェックリストー () 足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト	
工事名 ()	工期 (~) (注2)
事業場名 ()	
点検者職氏名 ()	(注3)
点検日 (年 月 日)	
点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細)	(注4)
足場等の用途、種類、概要 ()	(注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

- (注1)
本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路等に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。
- (注2)
工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。
- (注3)
点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」又は建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者から指名すること。
- (注4)
点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。
- (注5)
足場等の用途、種類、概要欄には、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。
- (注6)
点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号まで又は第655条第1項の第2号のイからリまでの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画どおりかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。
- (注7)
点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容を、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。
- (注8)
点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。
- (注9)
是正内容については、是正箇所、是正方法及び是正した期日を明らかにすること。
- (注10)
是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。
- (注11)
手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるかについても、入念に点検する必要があること。

